

平成21年4月24日

各都道府県知事 殿

総務事務次官

平成21年度地方財政の運営について

平成21年度の地方財政については、政府は、地方財政の重要性にかんがみ、その運営に支障が生じることのないよう所要の対策を講じることとし、「平成21年度地方財政計画」（平成21年1月27日閣議決定、別紙1及び別紙2）及び「平成21年度地方債計画」（平成21年総務省告示第218号、別紙3）を策定するとともに、所要の法律案を第171回国会に提出し、3月27日に「地方税法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第9号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第10号）が成立したところです。これらの法律については、同月31日に公布され、「地方公営企業等金融機構法」（平成19年法律第64号）の一部改正は平成21年6月1日に、その他については4月1日に施行され、その旨、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成21年4月1日付け総務事務次官通知）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行について」（平成21年3月31日付け総務事務次官通知）により通知したところです。

平成21年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少するとともに、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、平成8年度以降14年連続して、「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当する財源不足が生じるという深刻な事態に直面しました。

また、地方財政は、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が累積しており、平成21年度末においては、地方債（普通会計債）残高が138兆円、これに交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）の借入金残高並びに普通会計でその償還財源を負担することとなる公営企業債残高を加えると、借入金の総額は197兆円に達する見込みとなっています。今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから、地方財政は、構造的にみて、極めて厳しい状況にあります。

一方、百年に一度とも言われる金融危機に伴い景気や雇用情勢が急速に悪化する中、国民生活の不安を解消するとともに、地域の雇用を維持するため、「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）、「生活防衛のための緊急対策」（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）、「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）等に基づき、地方公共団体が国との十分な連携の下、地域の実情に応じた適切な対策を講じていくことが必要です。

このような状況の下で、地方公共団体が、国民の要請に応じてその役割を適切に果たしていくためには、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全性の確保に留意しつつ、地方分権を推進し、地方公共団体の創造性・自律性を高め、活力ある地方を創るための施策の展開が可能となるよう地方税財源の充実確保を図っていく必要があります。

平成21年度の地方財政運営に当たっては、このような地方財政の現状を踏まえ、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹するとともに、経済状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行うこととし、下記の事項に十分留意の上、節度ある財政運営を行うようお願いします。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願いいたします。

なお、本通知は「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 第一 財政運営の基本的事項

#### 1 平成21年度の経済財政運営と国の予算

(1) 「平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成21年1月19日閣議決定）においては、平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度は次のとおりとされている。

ア 国民生活と日本経済を守る観点から、当面は「景気対策」、中期的には「財政再建」、中長期的には「改革による経済成長」という3段階で、経済財政政策を進めることとしていること。

現下の経済金融情勢に対応し、政府はこれまでも「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）、「生活対策」の策定等により対処してきた。引き続き、「生活対策」の実現及び税制改正に併せ「生活防衛のための緊急対策」を着実に実施する。また、「経済財政の中長期方針と10年展望」に基づき、財政健全化の取組を進めつつ、世界の経済金融情勢の変化を受け、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行い、あわせて、改革による経済成長を目指し、「新経済成長戦略」を基礎としつつ、将来の成長に向けたシナリオを取りまとめ、強力に推進することとしていること。

イ このような経済財政運営の下、我が国経済は、世界的な景気後退が続く中で、内需、外需ともに厳しい状況が続くが、「安心実現のための緊急総合対策」、「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」の実施や交易条件の改善による効果が見込まれるとともに、年度後半には民間需要の持ち直しなどから低迷を脱していくことが期待される。物価は、原油・原材料価格の弱い動きを反映し、前年比で下落し、平成21年度の国内総生産の名目成長率は0.1%程度、実質成長率は0.0%程度になるものと見込まれていること。

なお、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられるので、各地

方公共団体においては、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮されたい。

(2) 平成21年度の国の予算及び財政投融资計画は、次のような基本的考え方により、編成された。

ア 平成21年度予算編成にあたっては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定。以下「基本方針2006」という。）等に基づき財政健全化に向けた基本的方向性を維持する観点から、「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成20年7月29日閣議了解）を維持しつつ、「金融・世界経済に関する首脳会合」の宣言も踏まえ、重要課題推進枠の活用などにより予算配分の重点化を行うとともに、世界の経済金融情勢の変化を受け、国民生活と日本経済を守るべく、「生活対策」に盛り込まれた内需拡大と成長力強化等に向けた税制上の措置とあわせ、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行うこと。

イ 行政支出総点検会議等の議論を踏まえ、政策の必要性をゼロベースで精査し、行政支出全般を徹底して見直すことにより、財政支出の抑制につなげる。なお、年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源の確保について検討すること。

(3) 地方財政については、「平成21年度予算編成の基本方針」において、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保すること等の方針が示された。

(4) このような方針に基づいて編成された平成21年度の一般会計予算の規模は、8兆8千5億4千80億円（前年度比5兆4千867億円、6.6%増）で、一般歳出は、5兆1千7億3千10億円（前年度比4兆4千465億円、9.4%増）となっている。なお、経済緊急対応予備費として1兆円が計上された。

また、財政投融资計画の規模は、1兆5千8億6千32億円（前年度比1兆9千943億円、14.4%増）となっている。

(5) 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」（平

成20年12月19日閣議決定。以下「中期プログラム」という。)において、税制抜本改革の全体像について、以下の方針が示された。

ア 税制抜本改革の道筋として、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとすること。

消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わないこと。

イ 税制抜本改革の基本的方向性として、地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

なお、4月10日に決定された「経済危機対策」においては、財政の持続可能性を確保する観点から、累次の経済対策として実施されている措置を踏まえ、「中期プログラム」について、必要な改訂を早急に行うこととされている。

## 2 平成21年度の地方財政計画

平成21年度においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、既定の加算とは別枠で地方交付税を1兆円増額し、歳出面においては、これに合わせて地方公共団体が雇用創出等を図るとともに「生活者の暮らしの安心」

や「地方の底力の発揮」に向けた事業を実施するために必要な経費を計上するほか、「基本方針2006」等に沿って、国の取組と歩調を合わせて、歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制を図り、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、地方財政計画を策定した。

この結果、平成21年度の地方財政計画の規模は、歳入、歳出ともに8兆2千557億円で、前年度比8,457億円、1.0%の減となっている。

また、歳出のうち公債費(公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。)及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は6兆2,186億円(前年度比4,560億円、0.7%増)となっている。

平成21年度の地方財政計画の概要は、次のとおりである。

- (1) 地方税については、現下の社会・経済情勢を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成21年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることとしたこと。
- (2) 既定の加算とは別枠で地方交付税を1兆円増額するとともに、これに合わせて、地方財政計画の歳出に、特別枠「地域雇用創出推進費」を創設するなど、地方公共団体が雇用創出等を図るとともに「生活者の暮らしの安心」や「地方の底力の発揮」に向けた事業を実施するために必要な経費として1兆円を追加計上したこと。

「地域雇用創出推進費」は、財政投融资特別会計の金利変動準備金を活用して平成21年度及び平成22年度にそれぞれ5,000億円を計上することとした

こと。

また、地方財源を充実するため、地方財政計画の歳入歳出の見直しとして、「地域の元気回復」に向けて地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化のための財源を確保するとともに、小児・産科医療をはじめ地域医療の中核となる公立病院に対する財政措置の充実など医療・少子化対策の充実及び最近の金融情勢を踏まえた地方財政計画上の公債費の償還期限の見直しを行ったこと。

- (3) 既定の加算とは別枠で地方交付税を1兆円増額した上で、平成21年度の地方財源不足見込額1兆4,664億円については、平成21年度までの財源不足の補てんに関する平成19年度の制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債等）の増発等を除いた残余について国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算等により、地方負担分については、臨時財政対策債により補てん措置を講じることとしたこと。

上記の考え方に基づき、平成21年度の財源不足額1兆4,664億円について、まず、一般公共事業債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発（1兆2,900億円）、平成20年度以前の地方財政対策に基づき「地方交付税法」の定めるところにより平成21年度に加算することとされている額（7,231億円）の交付税特別会計への繰り入れ、平成19年度分の精算（4,994億円）の後年度への繰り延べ及び自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収を補てんするための減収補てん特例交付金（500億円）により補てんすることとした上で、これらを除く7兆9,039億円から地方が負担する臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行額2兆3,933億円を差し引いた5兆5,106億円について、国と地方が折半してそれぞれ補てん措置を講じることとしていること。

- (4) 上記の結果、平成21年度の地方交付税総額については、1兆5,820億円（前年度比4,141億円、2.7%増）を確保することとし、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額については、2兆9,688億円（前年度比2兆7,295億円、15.0%増）を確保することとしたこと。

また、一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨

時財政対策債の合計額をいう。)の総額は59兆786億円(前年度比8,072億円、1.3%減)となっているが、一般財源から不交付団体水準超経費に相当する額を控除した額は57兆7,986億円(前年度比3,628億円、0.6%増)となっていること。

### 3 現下の経済・雇用情勢への対応

現下の厳しい経済情勢や雇用情勢の下、平成20年10月30日に決定された「生活対策」及び12月19日に決定された「生活防衛のための緊急対策」等に基づき、平成20年度から平成21年度にかけて切れ目なく連続的に施策を実行することとされている。また、経済の「底割れ」という「短期的な危機」及び世界経済の「大調整」という「構造的な危機」の2つの危機を克服するため、「国民一体となった対応」、「経済局面に応じた対応」及び「多年度を視野に入れた包括的な対応」の3つを基本方針とし、国費15.4兆円程度、事業費56.8兆円程度の対応を行う「経済危機対策」が、4月10日に「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において決定された。各地方公共団体においては、これらの対策に係る事業への速やかな対応とその円滑な実施に格段の協力を願いたい。

- (1) 「生活防衛のための緊急対策」に基づき、地方公共団体が雇用創出等を図るとともに「生活者の暮らしの安心」や「地方の底力の発揮」に向けた事業を実施することができるよう、地方交付税を1兆円増額し、そのうち5,000億円は「地域雇用創出推進費」としていることを踏まえ、国民生活を守るため未来につながる事業に積極的に取組み、地域雇用の創出に努めること。
- (2) 国においては、公共事業等に係る平成21年度当初予算の上半期の契約率については、特別な事情があるものを除き、入札改革の進展も勘案し、実質的に過去最高水準の前倒しである8割を目指し、最大限努力することとしているので、この趣旨を勘案の上、地方単独事業の施行も含め、各地域の経済の動向等に即し、積極的な施行促進が図られるよう、適切に対応すること。
- (3) 「経済危機対策」における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施する

ことができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」を交付する予定であること。

(4) 地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する予定であること。

(5) 各地方公共団体においては、上記の交付金を積極的に活用し、「経済危機対策」により追加される公共事業等に速やかに対応するとともに、地方単独事業の事業量の確保に努めるなど、地域経済の状況に応じて、果敢な対応を機動的かつ弾力的に行うこと。

#### 4 地方分権改革、市町村合併及び行政改革の推進等

##### (1) 地方分権改革の推進

地方分権改革については、地方分権改革推進委員会から、国の出先機関の抜本的な改革や、地方への義務付け・枠付けの見直しを内容とした第2次勧告が平成20年12月8日に内閣総理大臣に提出された。内閣総理大臣から、第2次勧告の内容に沿って、出先機関の改革と地方への義務付けの見直しを進めるよう指示があり、「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）が取りまとめられたところである。

また、地方分権改革推進委員会では、第3次勧告に向け、分権型社会にふさわしい税財政構造の構築等について調査審議が進められているところである。

今後、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、政府として「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を国会に提出するなど、地方分権改革を強力に推進していくこととしているので、各地方公共団体においては、こうした動向を注視し、具体的な提案や意見の表明など、適時適切に対応されたい。

##### (2) 市町村の合併の推進

市町村合併については、平成11年3月31日に3,232であった市町村数

が、平成22年3月23日には1,760となる予定であり、相当の進展を見たところであるが、都道府県ごとの進捗状況には差異が見られ、また、小規模な市町村がなお多数存在している。

規模・能力の面において行財政基盤の強化が求められる市町村においては、少子高齢化の進行や厳しい財政状況、さらに今後一層の地方分権改革の進展等を踏まえ、地域の課題に対応しつつ行政サービスを維持・向上させるため、長期的な視野に立ち、合併について真剣に検討することが必要である。合併関係市町村における合併の合意から実際の合併までの手続には一定の時間を要することから、「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）の期限を踏まえ、早急に市町村の将来の在り方について真剣な検討を行い、結論を得られたい。

都道府県においては、「合併新法」に基づき、合併に向けた市町村の取組を支援するなど引き続き市町村合併を積極的に推進されたい。

また、合併の推進及び合併した市町村の新しいまちづくりを支援するため、市町村合併支援プランに基づき、引き続き、所要の地方財政措置を講じることとしているので、各地方公共団体においては、各種支援等の積極的な活用を図られたい。

### (3) 行政改革の推進

地方分権を一層推進するためには、国民の理解を得ることが不可欠であり、地方公共団体が総力を挙げて行財政改革に取り組むとともに、適切に説明責任を果たし、各団体の取組状況を比較可能な形で分かりやすく示すことが必要である。

総務省においては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知。以下「新地方行革指針」という。）を示し、行政改革に積極的に取り組むよう要請し、平成20年度中に全ての地方公共団体において「集中改革プラン」の公表が行われたところである。

地方公共団体においては、集中改革プランに明示した数値目標の達成に向け、同プランの実施状況について点検を行い、取組を着実に推進するとともに、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律

第47号。以下「行革推進法」という。)等を受け策定された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日付け総務事務次官通知。以下「地方行革新指針」という。)を踏まえ、公共サービスの見直しや市場化テストの積極的な活用など、更なる行政改革に取り組まれない。

なお、行政支出総点検会議等の議論に基づく国の公益法人向け支出の削減や行政コストの節減・効率化などの取組も踏まえ、事務・事業等について、再度点検・見直しに取り組まれない。

#### (4) 定員管理関係

定員については、「基本方針2006」において5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(▲5.7%)と同程度の定員純減を行うこととされており、住民への説明責任を果たしながら、「地方行革新指針」を踏まえ、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に引き続き取り組まれない。

また、「新地方行革指針」に基づき、事務・事業全般にわたり総点検を実施するなど、民間委託等を推進されたい。なお、技能労務職の採用に当たっては、真に正規職員でなければ対応できないものであるか等について十分検討されたい。

さらに、国の法令による定員配置の基準を超えて職員を配置している場合には、当該法令の趣旨等を踏まえて、定数の適正化を図るなど、適切に対処されたい。

#### (5) 給与関係

給与については、「地方公務員の給与及び勤務時間の改定に関する取扱い等について」(平成20年11月14日付け総務事務次官通知)及び「地方行革新指針」等に基づき、特に次の事項について適切に対処されたい。

##### ア 給与構造見直し

地域手当について、国における指定基準に基づく支給割合を超えて支給している団体、支給地域に該当していない地域において支給している団体等、地域民間給与の適切な反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しが適切に実施されていない団体においては、直ちにこれを是正すること。

イ 人事委員会機能を発揮することなどにより、地域の民間給与をよりの確に反映すること。

#### ウ 技能労務職員等の給与

技能労務職員の給与については、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」(平成19年7月6日付け自治行政局公務員部長・大臣官房審議官(公営企業担当)通知)を踏まえて策定し公表した取組方針に沿って給与等の見直しに向けた取組を着実に実施すること。特に、給与の見直しに当たっては、本年3月19日に取りまとめられた「技能労務職員の給与に係る基本的考え方に関する研究会」の報告書を活用し、各地方公共団体における技能労務職員の職務内容等に応じ、民間給与水準の調査・比較結果を踏まえ、住民の理解と納得を得られるものとする。なお、いまだ取組方針を策定・公表していない地方公共団体においては、速やかに策定し公表すること。

#### エ 給与・諸手当の適正化

退職手当について退職時の特別昇給を廃止していない場合等、給与や諸手当において不適正な制度・運用がある場合には、直ちにその適正化を図ること。

#### (6) 給与及び定員管理の状況の公表

給与及び定員管理の状況の公表については、給与情報等公表システムにより、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底されたい。

#### (7) 職員の人事評価

国においては、本年4月から能力・実績を重視した新たな人事評価制度を導入するとともに、降給・降格の制度を新たに整備し、人事評価結果を給与決定に活用する仕組みが整備され、運用されているところである。各地方公共団体においては、国の制度・運用も参考としつつ、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に早急に取り組むとともに、勤務実績の給与への適切な反映を図られたい。

#### (8) 指定管理者制度の運用

公の施設の指定管理者を選定する際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が必要であること、施設の態様に応じた指定管理者の適切

な評価が重要であること等に留意し、その在り方について検証及び見直しを行われたい。

## 5 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行への対応

平成21年4月1日より、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）が全面的に施行され、平成20年度決算から適用されることを踏まえ、一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や地方公社及び第三セクターの状況について、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態も含め適切に把握し、当該団体の財政状況を全体としての確に分析した上で、次の事項に留意して総合的な財政健全化に取り組まれない。

- (1) 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体、又は資金不足比率が経営健全化基準以上である地方公営企業を経営する地方公共団体は、当該年度の末日までに財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならないこととされており、その策定にあたっては、財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について個別外部監査の要求を行うことや議会の議決が必要とされている。平成20年度決算において、いずれかの基準に該当することが見込まれる地方公共団体においては、これらを踏まえ、計画策定のため必要な準備を進めること。
- (2) すべての健全化判断比率が早期健全化基準未満、又は資金不足比率が経営健全化基準未満であっても、実質赤字額、連結実質赤字額又は資金不足額がある場合には、その解消に取り組むこと。また、実質公債費比率等を踏まえて公債費負担の適正な管理を行うとともに、将来負担額の内容を的確に把握することにより、今後の財政負担を踏まえた安定的な財政運営を確保すること。
- (3) 健全化判断比率及び資金不足比率の公表にあたっては、住民自治に基づく財政の健全化を進めるためにも、当該比率の持つ意味をわかりやすく説明した上で、その数値を公表すること。
- (4) 地方公社及び第三セクターの改革については、「経済財政改革の基本方針

2008」(平成20年6月27日閣議決定)において、「第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」こととされ、「第三セクター等の改革について」(平成20年6月30日付け自治財政局長通知)により、平成20年度までに外部専門家等で構成される「経営検討委員会」(仮称)を設置し、評価検討を行うとともに、その検討結果を踏まえ、平成21年度までに「改革プラン」(仮称)を策定するなど、集中的な取組を要請していること。

また、地方公共団体が「地方公共団体財政健全化法」の全面施行から5年度間で地方公営企業、地方公社及び第三セクターの抜本的改革を集中的に行えるよう、「地方財政法」(昭和23年法律第109号)が改正され、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として、地方公営企業、地方公社及び第三セクターの整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とすることができることとしたこと。

これらを踏まえ、別途、第三セクター等の抜本的改革の推進等に関する指針の策定等を行うこととしているので、各地方公共団体においては、指針等の内容に十分留意の上、現在行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討の上、事業継続の是非を判断するとともに、事業を継続する場合であっても、最適な事業手法の選択、民間的経営手法の導入を行うなど、地方公営企業、地方公社及び第三セクターの存廃を含めた抜本的改革に積極的に取り組むこと。

その際、下記の点に留意すること。

ア 地方公営企業については、多額の資金不足を抱える等経営状況が著しく悪化した地方公営企業が見受けられるところであるが、地方公営企業を廃止する場合に必要な一定の経費について地方債の対象としているので、「新地方行革指針」、「行革推進法」、「地方行革新指針」等も踏まえ、まず、現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討し、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、

地方独立行政法人制度、P F I 事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進すること。また市場化テストの積極的な活用に取り組むこと。

特に、観光施設事業及び宅地造成事業については、経営状況が著しく悪化した事業が多数見受けられることから、当該地方債を活用した事業の廃止を含め抜本的改革に積極的に取り組むこと。

イ 地方道路公社については、その経営する有料道路の採算が見込めないことにより、土地開発公社については、地方公共団体の依頼に基づいて取得した土地の長期保有のほか、土地の造成に係る事業における地価の下落により、それぞれ多額の債務超過を抱える等経営状況が著しく悪化した公社が見受けられるところであるが、公社の解散又は業務の一部の廃止を行う場合に必要となる一定の経費について地方債の対象としているので、これらを踏まえた抜本的な改革を検討すること。

ウ 地方住宅供給公社及び第三セクターについては、実質的に経常赤字又は債務超過を抱える等経営状況が著しく悪化したものが見受けられるところであるが、当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行っている場合及び当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行っている場合における法人の解散又は事業の再生を行う場合に必要となる一定の経費について地方債の対象としているので、これらを踏まえた抜本的な経営改革を検討すること。

なお、当初予期しなかった巨額の債務（財政負担）を負うリスクもあることから、新たな損失補償は、既存の損失補償対象債務の借換に不可欠な場合など、特別な理由がある場合以外は行うべきではないこと。

エ 専門的見地から経営の助言を行う経営アドバイザー派遣事業を引き続き実施することとしているので、積極的に活用すること。

また、林業公社については、全国的にその経営環境が悪化していることから、総務省、林野庁及び地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」において、林業公社の経営対策及びこれを踏まえた今後の森林整備の在り方を検討しているところであるので、留意すること。

(5) 地方公営企業、地方公社、第三セクター及び地方独立行政法人については、そ

の経営状況や資産債務の状況について把握に努め、積極的に情報開示を行うこと。その際、財務諸表の適正性の確保に留意すること。また、人員、給与、料金等に関する情報開示について、類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど住民が理解しやすいように工夫すること。

(6) 存続する土地開発公社の運営に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 土地開発公社の経営の健全化に当たっては、「土地開発公社経営健全化対策について」(平成16年12月27日付け総務事務次官通知)及び「土地開発公社経営健全化対策について」(平成20年2月6日付け自治行政局地域振興課長・自治財政局地方債課長通知)に基づき、公社経営健全化団体が指定され、健全化のための取組が行われているところであるが、その他の地方公共団体についても、より一層の経営の健全化に取り組むこと。また、第三セクター等改革推進債を発行できることとされたことを踏まえ、土地の再取得等により、借入金が確実に返済されると見込まれる業務以外のすべての業務の廃止を積極的に行うこと。

また、土地取得手続の適正化、金利の低減や経営状況に関する積極的な情報公開等に努めること。

イ 地方公共団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、不適切な財政運営であることから、速やかにその改善を図ること。

(7) 地方道路公社において、供用中の有料道路のうち採算性が悪化しているものについては、経費の節減、料金の適正化等に努めること。また、新たな有料道路の建設については、当該道路整備の緊急性、採算性等を十分検討し、慎重に対処すること。

## 6 地方公営企業等金融機構の改組による地方公共団体金融機構の創設

政策金融改革に伴い公営企業金融公庫は廃止され、全ての地方公共団体からの出資を受け、地方公共団体が主体的に運営する自主的な組織として、地方公営企業等金融機構(以下「現機構」という。)が平成20年8月1日に設立され、10月1日

より業務を開始した。

こうした中、「生活対策」において地方公共団体支援策の一つとして、「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設」が盛り込まれたことを踏まえ、「地方公営企業等金融機構法」を改正し、平成21年6月1日より、次のとおり現機構を改組することとした。

(1) 一般会計への長期・低利の資金の貸付け

ア 現機構の業務を見直し、貸付対象に一般会計を含めることにより、地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応できるものとする。

イ 現機構の名称を地方公共団体金融機構に改めること。

ウ 今回の見直しに際し、国及び地方公共団体に対して、新たな出資・政府保証は求めないこと。

エ 地方公共団体のニーズを踏まえ、貸付対象、貸付期間、利率設定方式等について柔軟に対処すること。

オ 内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等に伴う地方財源不足の対処のため発行する地方債の資金調達について、弾力的に補完できる仕組みとすること。

カ 公営競技に係る納付金は、一般会計事業を含む見直し後の貸付対象事業の貸付金利の軽減のために活用すること。

(2) 平成21年度の貸付け

ア 一般会計については、地方公共団体が自主的・主体的に実施する一般単独事業について、平成20年度までの貸付対象である臨時3事業（地方道・河川・高等学校）見合い分等に加え、合併特例、防災対策、地域活性化事業を対象とし、5,121億円を貸付けることとしていること。

イ 公営企業会計については、平成21年度の事業量を勘案し、8,209億円を貸付けることとしていること。

ウ 臨時財政対策債の急増に対処し、長期の資金調達が困難な市町村分を中心に、5,000億円を貸付けることとしていること。

7 適切な財政運営の確保

地方公共団体においては、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、簡素で効率的な行政システムを確立するため、以下の事項に留意の上、適切な財政運営の確保に努められたい。

また、都道府県においては、当該都道府県内の市町村の財政運営に関する総合的な調査等を通じて、行財政運営の適正合理化、財政構造の改善、適正な財務の処理等市町村の財政運営全般についての的確な助言を行うなど適切に対処されたい。

(1) 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示を進めること。また、各地方公共団体の総合的な財政情報について一覧性をもって開示する「財政状況等一覧表」を公表しているところであるが、平成19年度決算からは健全化判断比率等の情報も加えており、引き続きその活用を図ること。また、「団体間で比較可能な財政情報の開示について」（平成17年6月22日付け自治財政局長通知）等に基づき作成・公表している「財政比較分析表」及び「歳出比較分析表」等の活用を図り、団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進すること。

(2) 公会計の整備については、「新地方公会計制度実務研究会報告書」（平成19年10月17日公表）における「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」を活用し、「公会計の整備推進について」（平成19年10月17日付け自治財政局長通知）の内容にも留意して、「地方公共団体財政健全化法」の施行を踏まえ、平成21年度までに一定の資産評価を行った上で財務書類を整備できるよう取り組むこと。

また、「行革推進法」の趣旨及び「地方行革新指針」において資産・債務改革の方向性と具体的な施策を平成21年度までに策定することとされていることを踏まえ、資産・債務改革に向けた取組を進めること。

(3) 公金の取扱いについては、「公金の取扱いの適正化等について」（平成20年11月12日付け総務事務次官通知）を踏まえ、改めて厳正な服務規律の確保及び適正な予算執行の確保に努めること。特に、経費の支出が関係法令等に則って適切に処理されているかを点検する等、適正な予算執行を確保するために必要な改善措置を講じるとともに、監査等の監視機能の強化等を通じ、適正かつ公正な財務運営の確保に努めること。

(4) 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行うこと。特に、一時借入金や外部団体等に対する短期貸付金については、出納整理期間の趣旨を逸脱することのないよう適正な財務処理を図ること。

(5) 債務負担行為の設定に当たっては、将来の財政への影響を十分に考慮して、過大な負担が生じることのないよう、慎重に行うこと。

また、本来地方公共団体自らが負担すべきものについて、債務負担行為を設定することにより、地方公社等に肩代わりさせ、負担を先送りさせるようなことは厳に慎むこと。

なお、国営土地改良事業に対する負担金等を含め、債務負担行為の設定が必要なものについては、適切に予算計上すること。

(6) 国と地方公共団体間、地方公共団体相互間等における財政秩序は、これを厳に保持する必要がある、各地方公共団体においては、「地方公共団体財政健全化法」附則第5条の規定等を踏まえ、引き続き財政秩序の維持・確立に努めること。

なお、同条ただし書の規定により、地方公共団体が国立大学法人等に対して寄附金等を支出できる場合の要件・手続を定めた「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」(平成19年政令第397号)については、地方公共団体と国立大学等が連携した地方再生を進める観点から、その制限を緩和するとともに手続の簡素化等を図ったところであり、「地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令等について」(平成20年3月19日付け自治財政局財務調査課長通知)及び「国立大学法人等に対する寄附金の支出等に関する取扱いについて」(平成19年12月28日付け自治財政局財務調査課長通知)に基づき、適切に対処すること。

## 8 公共工事の入札及び契約手続の適正化等

(1) 公共調達については、入札談合の排除を徹底し、随意契約等の一層の適正化を図るために、国の機関等が当面迅速かつ適切に実施すべき施策を取りまとめた「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」(平成18年2月24日付け公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議決定)を踏まえ、公共調達の適正化に向けた

取組を更に推進されたい。

また、公共工事における一般競争入札及び総合評価方式の導入・拡充、ダンピング受注の防止の徹底、予定価格等の公表の適正化等については、「建設業における「安心実現のための緊急総合対策」の適切な実施について」（平成20年9月12日付け総務省自治行政局長・国土交通省建設流通政策審議官通知）、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成20年12月22日付け総務省自治行政局長・国土交通省建設流通政策審議官通知）、「公共工事における手続の迅速化等について」（平成21年1月30日付け総務省自治行政局長・国土交通省建設流通政策審議官通知）及び「公共工事の入札及び契約手続の更なる改善等について」（平成21年4月3日付け総務省自治行政局長・国土交通省建設流通政策審議官通知）の趣旨を十分に踏まえ、適切に対処されたい。

なお、公共工事以外の請負の契約についても、技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価方式による一般競争入札の導入・拡充を図ることが求められていることにも留意されたい。

- (2) 住民票の写しの交付等の事務については、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」（平成13年法律第120号）により郵政民営化後の郵便局においても引き続き取り扱わせることができ、また、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）により官民競争入札等を実施し民間事業者に業務を委託することができることとされているので、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、これらの制度の活用に努められたい。

なお、住民基本台帳制度については、住所を移転した場合においても住民基本台帳カードを引き続き利用することができること及び外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることを内容とした「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」が今国会に提出されているので、留意されたい。

## 9 道路特定財源等

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法

律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が成立し、道路特定財源の一般財源化が行われるとともに、次のとおり制度改正が行われているので留意されたい。

- (1) 自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、用途制限を廃止するとともに、地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改め、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の用途制限を廃止したこと。
- (2) 「道路特定財源の一般財源化等について」（平成20年12月8日政府・与党）に基づき、地方道路整備臨時交付金を廃止するとともに、それに代わるものとして、道路を中心に関連する他のインフラ整備や関連するソフト事業も含め、地方の実情に応じて使用できる「地域活力基盤創造交付金」（9,400億円）を創設したこと。
- (3) 道路特定財源の一般財源化に伴い、道路に関連する地方債を見直し、一般公共事業債の充当率を現行の45%（財源対策債分45%）から90%（通常分30%、財源対策債分60%）に引き上げるとともに、単独事業については、従来、道路特定財源があること等により起債対象としていなかった通常の事業量に相当する部分も対象とする地方道路等整備事業債を創設し、臨時地方道整備事業債を廃止したこと。
- (4) 今回の自動車関係諸税の減税が市町村財政に大きな影響を与えることを踏まえ、自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするため、地方特例交付金を拡充したこと。

## 10 個性と活力ある地域社会の振興

平成21年度においては、次の事項について財政措置を講じることとしているので、各地方公共団体においては、それぞれの地域の特色を活かしつつ、地域の自立や活性化につながる基盤整備、生活関連社会資本の整備、災害等に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実等に努められたい。

- (1) 定住自立圏構想については、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、圏域全体で暮らしに必要な生活機能等を確保する取組を支援するため、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市

町村の取組に対して、以下のような財政措置を講じることとしていること。

- ① 中心市及び周辺市町村の取組に対する包括的財政措置（特別交付税）
- ② 地域活性化事業債における「定住自立圏推進事業」の創設
- ③ 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

このほか、ふるさと融資など民間主体の取組の支援に対する財政措置、地域医療等個別の施策分野における財政措置、定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加を行うこととしていること。

- (2) 地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、「頑張る地方応援プログラム」により、市町村プロジェクトの取組経費に係る特別交付税措置、成果指標の普通交付税算定への反映、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（平成19年法律第40号）に基づく減収補てん措置等を講じることとしていること（交付税措置額3,000億円程度）。また、地方公共団体のプロジェクトに対して、関係各省（農林水産省、経済産業省、国土交通省、文部科学省、厚生労働省、環境省）と連携し、補助事業の優先採択等について配慮を行うこととしていること。

平成21年度においても、引き続き、人材支援措置として、地域人材力活性化事業（先進市町村で活躍している職員や民間専門家の紹介・派遣など）を実施することとしていること。

- (3) 地域力創造対策、地域情報化推進事業、中小企業金融対策、農山漁村地域活性化対策、森林・林業振興対策、有害鳥獣被害対策、教育教材の整備推進、特別支援教育の充実、子ども農山漁村交流プロジェクト、退職教員等外部人材活用事業、国際化推進対策（外国青年招致事業を含む。）、肝炎治療特別促進事業、地域若者サポートステーション事業、防災拠点の耐震促進事業、国民保護対策、消防広域化支援対策及び高規格救急自動車整備促進事業等については、引き続き地方交付税等による措置を講じることとしていること。なお、以下の点に留意すること。

ア 「地域力創造対策」のうち、地域連携による「自然との共生」の推進等に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

イ 「地域情報化推進事業」については、「IT新改革戦略」（平成18年1月

19日IT戦略本部策定)において掲げられた「申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする」という目標の達成に向け、申請・届出等手続のオンライン化及びオンライン利用促進に積極的に取り組むこと。また、安全・安心なICT社会を目指すセキュリティ対策の水準を強化するとともに、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード及び公的個人認証サービス等を活用した電子自治体の実現に向けて、積極的に取り組むこと。

なお、住民基本台帳カードの普及を通じて、電子自治体の推進並びに住民サービスの向上及び市区町村事務の効率化を図るため、住民基本台帳カードの交付手数料の無料化に要する経費に対し、引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

ウ 「中小企業金融対策」のうち、中小企業対策として行う融資措置に係る利子補給、信用保証協会の保証料補助及び金融機関に対する預託等の措置に係る経費等について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

エ 「農山漁村地域活性化対策」のうち、国の施策に応じて行う「環境・生態系保全活動支援事業」については、平成21年度から地方交付税措置を講じることとしていること。

オ 「森林・林業振興対策」のうち、森林の公益的機能を維持増進させるための取組を行う林業公社に対する地方公共団体の利子補給等に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

また、地方公共団体等が公的管理が必要な民有林について所有者との協定等により一定期間にわたり管理等を行う際に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

さらに、公有林等における間伐等の管理に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

カ 「教育教材の整備推進」については、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体育、体験活動の充実等を定めた新学習指導要領を円滑に実施するため、平成21年度から平成23年度までの間、地方交付税措置を拡充するとともに、図

書整備については、平成23年度までに学校図書館図書標準の標準冊数を整備することを目標に、計画的な学校図書館の図書の整備に必要な経費について地方交付税措置を講じることとしていること。

キ 「特別支援教育の充実」については、公立小中学校に特別支援教育支援員を配置できるよう、地方交付税措置を講じているところであるが、平成21年度は公立幼稚園も対象とし、配置人数を約33,800人に拡充することとしていること。

(4) 消費者行政費については、「消費者行政推進基本計画」（平成20年6月27日閣議決定）等を踏まえ、平成20年度2次補正予算による地方消費者行政活性化基金の創設等と併せて、消費生活相談員の処遇改善、適切な配置を可能にするように地方交付税措置を倍増することとしていること。

(5) 公共・公用施設の地上デジタル放送への対応については、庁舎や学校等のアンテナ等工事に要する経費（当該工事とあわせて整備するデジタルテレビ及びデジタルチューナーに要する経費を含む。）及び受信障害対策共聴施設の整備・改修に要する経費について、地方財政措置を講じることとしていること。

(6) ふるさと融資制度については、離島地域及び特別豪雪地帯における融資比率及び融資限度額の引上げの特例措置を平成22年3月31日まで、加入者系光ファイバ網等の整備に係る雇用要件の特例措置を平成23年3月31日まで、それぞれ延長するほか、新たに定住自立圏の推進に係る事業について、「過疎地域」における「地域再生計画認定地域」（内閣府の地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生計画の認定を受けた地域をいう。）と同様の融資比率及び融資限度額とすることとしていること。

また、新たに「地域力創造推進地域」（「地域力創造対策実施要綱」（平成21年3月31日付け総務事務次官通知）に基づき、地域の課題、地域行政の現状等にかんがみ、特に地域力の創造のための施策を推進する必要があるとして、都道府県が関係市町村と協議して選定する地域をいう。）における事業についても、「地域再生計画認定地域」と同様の融資比率及び融資限度額とすることとしていること。

(7) 地域の医師不足等が深刻である状況を踏まえ、全国どこの地域においても安心した医療を受けられる地域医療の確立のため、公立病院に対する地方交付税措置の大幅な拡充に加え、医師確保等に要する経費についての支援措置を次のとおり講じることとしていること。

ア 過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当、産科医の手当への財政支援や勤務医等の勤務状況の改善・業務負担の軽減など、医師確保対策等の推進に係る国庫補助事業が拡充されたことに伴い、これら施策に係る地方交付税措置についても充実することとしていること。

イ 近年、医師不足が顕著である公立病院における医師確保対策の推進のため、国家公務員である病院等勤務医師について講じられる勤務環境の改善措置を踏まえ、公立病院に勤務する医師についても地方公共団体において適切に対応できるよう、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

ウ 地域医療対策協議会の開催及び医師不足病院等における地域の開業医の活用等に要する経費のほか、新たに、地域の実情に応じて行われる医師確保対策に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

エ 「緊急医師確保対策」（平成19年5月31日政府・与党）等における医師の養成増については、従来の医学部生に対する奨学金貸与事業のほか、新たに、医師不足が顕著な産科、小児科、救急科等の後期研修医に対して、研修修了後一定期間地元の医療機関でそれらの診療科において従事することを条件とする都道府県の奨学金貸与事業について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(8) 「子育て支援事業」については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月少子化社会対策会議決定）等を踏まえ、児童虐待防止対策の重点的な取組や地域における子育て力の強化、少子化対策推進本部の設置等、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する総合的な少子化対策事業に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。また、妊婦健診については、妊婦が費用の心配をせず、必要な回数（14回程度）の健診を受けられるよう、5回分の公費負担に要する経費について、引き続き、地方交付税措置を講じると

ともに、残り9回分については、平成22年度までの間、必要な経費の2分の1を国庫補助により都道府県に造成する基金で措置し、2分の1について地方交付税措置を講じることとしていること。

(9) 地域の多様な教育・保育ニーズに柔軟かつ適切に対応する「認定こども園」の整備を促進するため、保育所機能または幼稚園機能に対する事業費補助や施設整備費補助の地方負担について、地方交付税や地方債による措置を講じることとしていること。

(10) がん検診については、「がん対策推進基本計画」（平成19年6月閣議決定）等を踏まえ、受診率の向上のために要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

(11) 「新型インフルエンザ対策」として、都道府県における抗インフルエンザウイルス薬（タミフル及びリレンザ）の備蓄に要する経費について、平成21年度から3年間、地方交付税措置を講じることとしていること。

(12) 「特定疾患治療研究事業」及び「小児慢性特定疾患治療研究事業」については、医療保険制度における高額療養費の自己負担限度額の引下げ等を行うことにより、対象事業費の縮減を行うこととしていること。

(13) 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割がますます重要となっていることを踏まえ、「予防査察の強化」、「救急の充実」及び「消防団活動の充実」の三本柱を重点的に推進するために必要な経費について、次のとおり支援措置を講じることとしていること。

ア 「予防査察の強化」については、防火対象物の高層化、複雑化に伴う立入検査業務等の充実のために必要な経費について地方交付税措置を講じることとしていること。

イ 「救急の充実」については、市町村の消防機関が、応急手当方法の指導や診療可能な医療機関の案内等を行う事業に加え、医師や看護師と連携した医学的に質の高い救急相談事業を実施することができるようにするため、市民からの救急相談に対応する職員の配置等の経費について地方交付税措置を講じることとしていること。

また、新型インフルエンザ発生時に消防機関が業務を継続するため、職員間の感染防止に必要な資器材の整備に要する経費について地方交付税措置を講じることとしていること。

ウ 「消防団活動の充実」については、地域防災リーダーの育成や地域防災スクールの推進に要する経費、地域住民との連携強化等のための地域活動に要する経費、救助資器材搭載型車両等の整備の充実に要する経費について地方交付税措置を講じることとしていること。

(14) 公共施設等の耐震化については、地域の安全・安心を確保するため、次のとおりの支援措置を講じることとしており、積極的に耐震化を推進すること。

ア 大規模な地震による倒壊等の危険性が高い公立小中学校等施設については、平成20年度より、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）に基づき国庫補助率の嵩上げ措置が講じられていることとあわせて、地方交付税措置を拡充していること。

イ 「公共施設等耐震化事業」については、庁舎又は避難場所として指定された公立高等学校等の公共施設等であって地震による倒壊の危険性の高いものの耐震化を行う場合には、地方交付税措置を拡充することとしていること。

ウ 公立病院の施設設備の耐震化等に要する経費に係る地方財政措置については、民間医療機関に対する国庫補助制度の充実を踏まえ、対象となる病院の範囲を拡大するとともに、当該経費について発行された病院事業債の元利償還金に対する地方交付税措置の充実を図ることとしていること。

## 第二 歳入に関する事項

### 1 地方税

地方税については、社会経済情勢の変化に即応しつつ、次の事項に留意し、税収の確保に努められたい。

なお、地域経済振興施策の適切な実施等による将来の税源のかん養にも配慮されたい。

(1) 平成21年度の地方税制改正による増減収額と国の税制改正に伴う増減収額と

を合わせ、平成21年度の税制改正による減収額を1,244億円（地方法人特別譲与税の影響額を含むと1,260億円）と見込んでいること。

(2) 平成21年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、4兆2,843億円、10.6%の減の3兆6兆1,860億円、（道府県税にあつては18.1%の減、市町村税にあつては4.0%の減）になるものと見込まれること。

(3) 個人住民税については、平成21年10月から公的年金からの特別徴収が実施されることから、公的年金受給者等に対して制度の周知徹底に努めること。

また、住宅借入金等特別税額控除については、平成21年から平成25年までに入居した者について所得税から控除しきれなかった控除額を翌年度分の個人住民税から控除する新たな制度を創設することとしていること。

なお、この制度の控除を受けるための手続きについては、給与支払報告書等に所要の改正を行い、申告を不要とする仕組みとすることとしていること。

これに伴い、税源移譲に伴う平成18年以前の入居者に対する個人住民税の住宅借入金等特別税額控除についても、平成22年度分以降、上記と同様の仕組みのもとで申告を要しない制度とすることとしていること。なお、平成21年度の個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の申告について、申告期限である平成21年3月16日以後において納税通知書が送達される時まで提出されたときも適用することとされていることから、引き続き、この措置の対象となり得る者に対する制度の周知徹底に努めること。

また、平成21年度課税分の個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金については、市町村において地方税の電子化に伴うシステム改修等の経費負担の増加が見込まれるため、納税義務者数に3,300円を乗じて得た金額とすることとしていること。

(4) 平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴い、自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、用途制限を廃止したこと。また、自動車取得税の市町村に対する交付及び軽油引取税の指定市に対する交付については、引き続き道路の延長、面積を基準として行うこととしていること。

- (5) 平成21年度から平成23年度までの時限的措置として、環境への負荷の少ない自動車（新車に限る。）に係る自動車取得税の税率軽減措置を講じていること。
- (6) 所得税から個人住民税への税源移譲が実施されたことにかんがみ、地方税の賦課徴収については、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理の実施等従前にも増して執行面における税負担の公平確保に努めるとともに、効率的な体制の整備及び事務の執行に留意すること。
- (7) 課税自主権を活用し、地方自ら財源確保を図ることは、地方分権の観点から望ましいものであるが、超過課税については、その実施や継続に当たって、その趣旨について説明し、周知徹底を図るなど、納税者等の理解と協力が得られるよう、十分な配慮を払うこと。

法定外税の新設又は変更については、公平・中立などの税の原則に則り、税負担を求める者の範囲や課税標準の在り方などについて、十分な検討を行うこと。また、税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対し課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めること。

## 2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、1兆4,618億円（前年度比7,591億円、108.0%増）であり、その内訳は、地方揮発油譲与税（地方道路譲与税の名称を改正）1,764億円（皆増）、地方道路譲与税（改正前に課税された地方道路税収による譲与額）1,048億円（同1,950億円、65.0%減）、石油ガス譲与税133億円（同7億円、5.0%減）、航空機燃料譲与税152億円（同12億円、7.3%減）、自動車重量譲与税3,300億円（同301億円、8.4%減）、特別とん譲与税125億円（同1億円、0.8%増）及び地方法人特別譲与税8,096億円（皆増）となっている。なお、自動車重量譲与税については、自動車重量税において自動車取得税と同様に時限的な減免措置を講じていることに伴い、減収が生じる見込みである。

また、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の

名称を地方揮発油譲与税に改め、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の用途制限を廃止した。なお、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の都道府県、市町村に対する譲与については、引き続き道路の延長、面積を基準として行うこととしている。

### 3 地方特例交付金等

地方特例交付金等の総額は、4,620億円で、前年度比115億円、2.4%の減となっているが、次の事項に留意されたい。

#### (1) 児童手当特例交付金（児童手当の拡充に伴う地方特例交付金）

児童手当特例交付金の総額は、平成18年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な626億円に平成19年度における制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な536億円を加算した1,162億円であること。

#### (2) 減収補てん特例交付金（住宅借入金等特別税額控除による減収及び自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収に伴う地方特例交付金）

減収補てん特例交付金の総額は、住宅借入金等特別税額控除による減収を補てんするために必要な958億円に、自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするために必要な500億円を加算した1,458億円であること。

なお、平成21年度税制改正における自動車関係諸税の減税が市町村財政に与える影響が大きいことを踏まえ、平成21年度から平成23年度までの間、自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするため、減収補てん特例交付金を各年度500億円交付することとしていること。

自動車取得税交付金の減収に伴い減収補てん特例交付金に加算する額については、各市町村に対して自動車取得税交付金の減収見込額を基礎として交付することとしていること。

また、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設に伴う平成22年度以降の個人住民税の減収額については、その全額を減収補てん特例交付

金により補てんすることとしていること。

### (3) 特別交付金

減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として交付される特別交付金の総額は、2,000億円であり、平成21年度までの措置であること。

## 4 地方交付税

平成21年度の地方交付税の総額は、1兆5,820.2億円で、前年度比4,141億円、2.7%の増（別紙4）となっているが、特に次の事項に留意されたい。

### (1) 基準財政需要額

ア 間伐や学校耐震化をはじめ、地域の知恵を活かした事業を推進し、地域の雇用を創出するため必要な経費を算定する「地域雇用創出推進費」を創設することとしていること。

「地域雇用創出推進費」は、地方交付税の臨時費目として、雇用情勢や経済・財政状況の厳しい地域に重点的に配分することとし、5,000億円程度を算定することとしていること。

イ 「地域雇用創出推進費」以外の地方財政計画の歳出の追加計上に応じた基準財政需要額への対応については、地方交付税の算定に関する地方の意見を踏まえ、産業振興関係経費、医師確保対策・救急医療等の充実など医療・少子化対策経費並びに環境対策経費など安全・安心対策及び社会保障関係経費等の所要の経費を充実することにより対応することとしており、総額5,000億円程度を算定することとしていること。

ウ 地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方と都市の「共生」の考えの下、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を算定する「地方再生対策費」の地方交付税措置については、前年度と同様の算定方法により、4,000億円程度を算定することとしていること。

エ 魅力ある地方の創出に向けた取組についての成果指標を交付税の算定に反映

する「頑張る地方応援プログラム」の地方交付税措置については、前年度と概ね同様の算定方法により、2,200億円程度を算定することとしていること。

オ 態容補正（地域手当分差）及び寒冷補正（給与差）の一括適用を行うとともに、土地価格比率による割増補正等を廃止するほか、最近の決算の状況等を踏まえ、引き続き一部の費目において、普通態容補正の個別係数を縮減することとしていること。

カ 平成21年度については、財源不足が大幅に拡大したため、臨時財政対策債の発行可能額も増大しているが、地方交付税と臨時財政対策債を合算した額が実質的な地方交付税であるので、前年度と比較・検討する場合は、地方交付税と臨時財政対策債を合算した額により比較・検討すること。

その他、基準財政需要額の増減は、各地方公共団体における公債費のウェイト等により各地方公共団体ごとにかかなりの差が生じるものと見込まれること。

## (2) 基準財政収入額

ア 税源移譲によって財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う影響分を当面100%算入することとしており、平成21年度は、所得税から個人住民税への税源移譲相当額及び児童手当特例交付金はその対象となるものであること。

イ 平成21年度から、道府県分にあつては地方法人特別譲与税について、市町村分にあつては減収補てん特例交付金（自動車関係諸税の減税に伴う地方特例交付金）について、新たにその75%を算入することとしていること。

また、地方法人特別譲与税については、基準財政収入額に係る精算制度及び減収補てん債の発行の対象にすることとしていること。

(3) 前年度に引き続き臨時財政対策債の発行に伴い、5兆1,486億円を基準財政需要額から控除することとしていること。

また、「地方再生対策費」の財源を確保することに伴い増加する臨時財政対策債振替相当額1,100億円については、平成20年度と同様に道府県分の振替相当額に加算し、残余の既発債の元利償還金分等については、都道府県・市町村の各基準財政需要額の規模を勘案し折半することとしていること。

さらに、平成21年度において地方税の減収等による折半対象財源不足額が生じることに伴い増加する臨時財政対策債振替相当額2兆7,553億円については、主として法人関係税の減収により臨時財政対策債の発行可能額が多額になっていること等を考慮して、都道府県と市町村の法人関係税の減収割合により按分することとし、都道府県分1兆9,838億円、市町村分7,715億円とすることとしていること。

## 5 国庫支出金

平成21年度の国庫支出金は、1兆3,016億円で、前年度比2,185億円、2.2%の増となっている。

## 6 地方債

地方債については、平成21年4月1日付けで「平成21年度地方債同意等基準」（平成21年総務省告示第217号）、「平成21年度地方債計画」（同第218号）及び「平成21年度地方債充当率」（同第219号）を告示しているところであり、次の事項に留意されたい。

(1) 平成21年度地方債計画の総額は、1兆1,844億円（前年度比1兆7,068億円、13.7%増）、このうち普通会計分は1兆8,329億円（前年度比2兆2,274億円、23.2%増）、公営企業会計等分は2兆3,515億円（前年度比5,206億円、18.1%減）であり、次の措置を講じていること。

ア 平成21年度までの3年間で5兆円程度の公的資金（平成21年度においては旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講ずることとしていること。

イ 地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として臨時財政対策債5兆1,486億円を計上していること。

なお、資金については、市町村分を中心に、地方公共団体金融機構資金を5,000億円、財政融資資金を1兆5,446億円確保していること。

併せて、一般公共事業債、学校教育施設等整備事業債、一般廃棄物処理事業債、地域活性化事業債及び地方道路等整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げによる財源対策債（個別の地方公共団体の財政措置に不均衡が生じないよう調整を図るための調整分を含む。）は1兆2,900億円で、前年度に比べ2,500億円、16.2%の減となっていること。

これは、道路特定財源の一般財源化に伴い、一般公共事業債における道路事業の充当率を90%に引き上げたことを踏まえ、調整分の所要額を見直したこと等によるものであること。

ウ 道路特定財源の一般財源化に伴い、臨時地方道整備事業債を見直した上で地方道路等整備事業債を創設しており、従来、道路特定財源があること等により起債対象としていなかった通常の事業量に相当する部分について、通常事業として新たに起債対象（充当率70%）とするとともに、通常の事業量を上回って行う事業については、引き続き臨時事業として充当率95%としていること。

併せて、臨時河川等整備事業債及び臨時高等学校整備事業債について、一般事業債に移し替えていること。

エ 団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、退職手当債5,700億円を計上していること。

オ 集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む団体が、必要な公共施設の整備等を円滑に実施することができるよう、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革推進債を充当することができることとし、3,200億円を計上していること。

カ 「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号。以下、「旧合併特例法」という。）の下で合併した市町村を支援するため、合併市町村及び都道府県が公共施設の整備等を計画的に実施できるよう、引き続き合併特例債及び合併推進債の所要額を計上していること。

また、「合併新法」の下で、都道府県の構想に位置付けられた市町村合併を支援するため、市町村及び都道府県が実施する当該市町村の合併に伴い特に必要

となる事業について、引き続き合併推進債の対象とすることとし、所要額を計上していること。

なお、合併特例債により積み立てられた「旧合併特例法」第11条の2第1項第3号に規定する基金の取崩しは、積立てのために特例的に認められた合併特例債の性格にかんがみ、当該積立てのために発行された合併特例債の元金償還が終わった額の範囲内で、取り崩すことが可能なものであること。

キ 辺地とその他の地域の格差是正を図り、また、過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、辺地及び過疎対策事業債3,116億円を計上していること。

なお、定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加を行うこととしていること。

ク 地方公営企業の廃止、地方公社の解散又は業務の一部の廃止及び第三セクターの整理又は再生に伴う債務処理等を円滑に実施することができるよう、一般事業債に第三セクター等改革推進債を計上していること。

ケ 地方法人特別税等による減収に係る資金手当分並びに自動車関係諸税の減税及び国庫補助負担金の一般財源化に伴う影響額に係る不交付団体への資金手当分として調整債100億円を計上していること。

コ 「地方公共団体財政健全化法」に基づく財政再生団体が、収支不足額を地方債に振り替えることによって、当該収支不足額を財政再生計画の期間内に計画的に解消するため、再生振替特例債を発行できることとしていること。

サ 地方債資金については、平成21年6月1日に地方公営企業等金融機構が地方公共団体金融機構に移行する予定であることから、地方公共団体金融機構資金を創設し、一般会計事業についても貸付対象とするとともに、地方公共団体のニーズを踏まえ、貸付対象、貸付期間、利率設定方式等について柔軟に対処することとしていること。

また、臨時財政対策債の急増に対処するため公的資金を増額確保するほか、民間等資金の円滑な調達を図るため、市場公募団体の拡大や共同発行市場公募地方債等の発行を引き続き推進することとしていること。

(2) 民間資金の調達に当たっては、市場公募化の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努めること。

なお、日本銀行の適格担保取扱基本要領の一部改正（平成21年4月7日決定）により、従来から対象とされてきた市場公募地方債等に加え、一定の適格担保基準を満たす証書貸付債権が新たに適格担保の対象とされたこと。

(3) 全国型市場公募債については、既発行団体にあつては発行規模の拡大に努めるとともに、全都道府県及び政令指定都市が全国型市場公募債を発行することを目指す観点から、未発行団体にあつては積極的にその発行を検討すること。

なお、平成21年度においては、新たに加わる2団体を含め46団体が全国型市場公募債を発行する予定であること。

また、中核市、特例市はもとより、その他の市町村においても、地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から推進している「住民参加型市場公募債」の発行に積極的に取り組むこと。

(4) 発行単位の大型化による安定的かつ有利な資金調達を図るため、「地方財政法」第5条の7の規定に基づく共同発行市場公募債のうち全国型については平成21年度において発行規模1兆3,900億円程度、33団体を予定していること。

なお、全国規模の共同発行に限らず、近隣地方公共団体間や都道府県・市町村間など様々な形の共同発行の推進に努めること。

(5) それぞれの地方公共団体において財政健全性を維持するための取組を行っていること、BIS規制上、信用リスクの標準的手法において、リスク・ウェイトがゼロとされていること等について、住民及び市場関係者の一層の理解を得られるよう、積極的にIR活動（投資家・金融機関等への説明）等情報提供を行うこと。

(6) 地方債の管理に当たっては、施設の耐用年数等を勘案しつつ適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意すること。

なお、この観点から、一般公共事業（各種災害関連）、過疎対策事業（病院関連）、辺地対策事業（診療所関連）及び公営企業（工業用水道事業、交通事業（電車、バス車庫・営業所）、病院事業（職員宿舎）等）に係る財政融資資金の償還年限を

延長することとしていること。

また、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、借換えにより対処するものとする。なお、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰り延べとの印象を与えかねないため、慎むこと。

### 第三 歳出に関する事項

#### 1 給与関係経費等

地方財政において大きな比重を占める給与関係経費については、地方公共団体において適正化のための努力が払われてきているところであるが、なお一部の地方公共団体においては十分とはいえず、地方財政の状況と給与関係経費の在り方に対する世論の動向等にもかんがみ、引き続き積極的にその適正合理化に取り組む必要がある。このため、次の事項に留意し、引き続き給与関係経費の抑制と適正化に努力されたい。

- (1) 平成21年度の地方財政計画における職員数については、「基本方針2006」における5年間で5.7%の定員純減目標を踏まえた定員の純減を進めるとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、23,868人の純減としていること。
- (2) 平成21年度の地方財政計画の給料単価等については、平成17年人事院勧告の給与構造改革と同様の見直しに加え、「基本方針2006」等に沿って、地域民間給与の更なる反映、期末勤勉手当の支給月数の地域格差等の反映、級別職員構成の是正及び教員給与の見直し等を見込んでいること。
- (3) 基礎年金の公費負担については、地方財政計画上、その負担割合を1/2とした額（5,244億円、対前年度比1,485億円の増）を計上していること。
- (4) 団塊の世代の大量定年退職等に対処するため、地方財政計画上の退職手当を2兆3,619億円計上していること。

#### 2 一般行政経費等

一般行政経費等については、次の事項に留意し、経費全般について徹底した見直

しを行い、その節減合理化に努められたい。

(1) 一般行政経費（単独）については、既定の行政経費について自助努力による節減分を見込みつつ縮減を図る一方、地域の元気回復に向けて地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策、定住自立圏構想の推進、医療・少子化対策等に財源の重点配分を図ることとし、前年度比0.1%減の1兆8,285億円を計上していること。

(2) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,267億円、都道府県調整交付金4,796億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険基盤安定制度（保険料軽減分）2,373億円を合算した1兆1,436億円を計上していること。

(3) 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に前年度比2.0%増の額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、新たに、都道府県が行う私立高等学校の授業料軽減費補助について、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成21年度においても、5,700億円を地方財政計画に計上したところであり、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうようあらかじめ財源を留保すること。

### 3 投資的経費

投資的経費については、次の事項に留意し、公共事業及び地方単独事業の計画的・効率的な執行に努められたい。

(1) 国の公共事業関係費は前年度比5.0%増（特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額が一般会計計上に変更されることによる増額を除くと5.2%の減）とされているが、地方財政計画における投資的経費のうち、直轄事業負担金については、前年度比7.4%減の1兆323億円、補助事業費につ

いては、前年度比7.8%減の4兆9,486億円となっていること。

- (2) 地方単独事業費については、前年度比3.0%減の8兆808億円を計上しており、「地域活性化事業」等の活用を図り、基盤整備への重点化を図りつつ、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業を実施されたいこと。

#### 4 公債費

公債費については、公的資金の元利償還金の減少等により、地方財政計画上前年度に比し2.4%程度の減が見込まれたが、最近の金融情勢を踏まえ、公債費の償還期限の見直しを行った結果、0.6%の減の1兆3,955億円を計上している。公債費が依然として高い水準にあることにかんがみ、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質的な後年度負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長期的観点に立った適切な財政運営の確保に努められたい。

### 第四 地方公営企業等に関する事項

#### 1 地方公営企業

- (1) 地方公営企業が健全な経営を行いうるよう、公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分について、「平成21年度地方公営企業繰出金について」（自治財政局長通知）により別途通知することとしており、その適正な運用に努められたい。また、地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の措置を講じることとしているので、その適切な活用を努められたい。

ア 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。

イ 平成19年度から平成21年度までの3年間で5兆円程度の公的資金の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講ずることとしており、繰上償還の承認を受けた企業は当該公営企業経営健全化計画の着実な実施に努めること。

ウ 水道事業においては、水道施設の耐震化を早急に推進するため、基幹水道構造物及び水道管路の耐震化に係る上水道安全対策事業を拡充することとしていること。

エ 下水道事業については、地理的条件や個別事情によって料金の対象となる汚水資本費（算定対象資本費）が高水準となる事業に対する高資本費対策として、使用料単価が150円/m<sup>3</sup>以上であることを条件として資本費の一部に地方交付税措置を講じることとしていること。

オ 病院事業については、「公立病院改革ガイドライン」（平成19年12月24日付け自治財政局長通知）を踏まえ、各地方公共団体において、①経営の効率化、②再編・ネットワーク化及び③経営形態の見直しの3つの視点に立った「公立病院改革プラン」の実施に着実に取り組み、地域において必要な医療提供体制の確保を図ること。

また、平成21年度以降の病院事業に係る地方財政措置については、「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」の報告及び平成21年度の地方財政対策を踏まえ、昨年12月に「公立病院に関する財政措置の改正要綱」を決定し、過疎地や産科、小児科、救急医療などの不採算部門における医療の提供、公立病院における医師確保対策の推進等に係る地方交付税措置を大幅に拡充することとしていること。

具体的には、①過疎地の医療確保のため、「不採算地区病院」の要件の緩和や単価増、②産科、小児科、救急医療等の充実のため、救急告示病院の普通交付税措置への移行、周産期病床、小児病床の単価増など、不採算部門における医療の提供体制や医師確保対策の充実に向け、地方交付税措置額を700億円程度増額するとともに、経営形態の多様化を踏まえ、公的病院、有床診療所等に関する地方交付税措置を拡充することとしていること。

各地方公共団体においては、不採算であっても地域医療確保の観点から公立病院が担うべき医療機能については、一般会計において明確な基準の下に必要な経費負担を行うことを前提に、病院事業の経営健全化に取り組むこと。

(2) 以下の各事業については、特に、次の事項に配意されたい。

ア 交通事業のうちバス事業については、地方公営企業としてサービス供給を行う必要性について、民間への事業譲渡等の選択肢を含めた観点から再検討する必要があること。その上で、地方公営企業によりサービス供給を継続する場合には、職員定数や給与水準の適正化等、経営の効率化に努めること。

特に、バス事業運転手の給与等については、総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を策定し公表するよう要請してきたところであるが、引き続き、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情をも考慮しながら、特に地域の民間バス事業者の給与水準との均衡に一層留意し、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるようにすること。

イ 電気事業については、電力会社との卸供給契約が平成22年に期限を迎えることから、更なる経営効率化等に取り組むとともに、事業の在り方に関する検討を適切に行うこと。また、ガス事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）等を踏まえ、これまで民営化・民間譲渡等が進められているが、エネルギー分野における規制緩和の進展も踏まえ、引き続き地域の実情や地域住民の意向等を十分に踏まえつつ、民営化等の検討を行うこと。

ウ 下水道事業については、次の事項に配慮すること。

(ア) 下水道事業は一般に建設投資規模が大きく、建設期間も長期にわたるなど、地方公共団体の財政運営に与える影響が多大であることを十分認識し、人口動態や普及率、水洗化率の伸率など現実的な見通しに基づく収支計画を踏まえて適切な事業の実施に努めること。

(イ) 汚水処理施設の整備を進めるに当たっては、地域の特性、建設及び維持管理コスト等を勘案し、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の中から、各地方公共団体において地域ごとに最適な処理方法を選択若しくは効率的に組み合わせる等工夫すること。

(ウ) 平成18年度の繰出基準の見直しを踏まえ、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、「地方公営企業法」（昭

和 27 年法律第 292 号) の財務規定等の適用を推進すること。また、使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入によって賄っている地方公共団体にあつては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。

エ 宅地造成事業のうち、経営状況が悪化しているものについては、第三セクター等改革推進債を活用した事業の廃止を含め抜本的改革に積極的に取り組むこと。また、新規事業については、必要性、造成地等の需要の動向、採算性及び地価の変動によるリスク等を十分に勘案し、慎重に対処すること。

## 2 国民健康保険事業

国民健康保険事業については、その厳しい財政状況を踏まえ、次の事項に留意してその財政の健全化に努められたい。

なお、以下の制度については、平成 17 年 12 月 18 日の総務・財務・厚生労働 3 大臣合意に沿って、平成 21 年度までの暫定的な措置として、引き続き、その所要額について地方交付税措置を講じることとしているので留意されたい。

- ① 保険者支援制度 (730 億円 (国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4))
- ② 高額医療費共同事業 (2, 273 億円 (国 1 / 4、都道府県 1 / 4、市町村国保 1 / 2))
- ③ 国保財政安定化支援事業 (1, 000 億円 (市町村単独))

(1) 保険者である各市町村においては、医療費適正化対策の推進に努めるとともに、医療費支出の水準に応じた保険料 (税) の合理的算定を行い、その収納率の向上を図る等収入・支出を通じてその運営の適正化に努めること。

(2) 事業勘定に対する一般会計等からの繰出しは、保険基盤安定制度に係る経費、国民健康保険事務費、出産育児一時金に係る経費の一部、国保財政安定化支援事業に係る経費及び一般住民を対象とする保健事業に係る経費の一部を除き、その性質上行うべきものではないことにかんがみ、財政援助的な繰出しを行っている地方公共団体にあつては、その是正に努めること。なお、妊娠・出産に係る負担軽減のための緊急対策として本年 10 月から国庫補助事業として実施される予定

の出産育児一時金の額の引き上げについては、引き上げ分に係る地方負担分の2／3の額を一般会計繰出しの対象経費とし、所要の地方交付税措置を講じることとしているので留意すること。

- (3) 市町村国保について、事業の共同化等により、保険運営の広域化を図ること。  
なお、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、保険財政共同安定化事業が実施されているところであり、拠出金の持ち出し率が一定以上の保険者について、都道府県調整交付金による支援を行うなど円滑な実施に配慮すること。

### 3 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の円滑な実施

医療制度改革の一環として、平成20年4月から施行された長寿医療制度（後期高齢者医療制度）については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしており、制度の円滑な実施に努められたい。

- (1) 保険料軽減制度については、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図るとともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うため、引き続き、その所要額（2,373億円（都道府県3／4、市町村1／4））について地方交付税措置を講じることとしていること。

なお、「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」（平成20年6月12日政府・与党決定）により創設されることとなった保険料軽減措置（均等割9割軽減・所得割5割軽減）に伴う平成21年度分の財政措置については、全額国費により対応することとし、平成20年度第2次補正予算に所要の額を計上していること。

- (2) 実施主体である広域連合に対する市町村分担経費、市町村の施行事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について、引き続き、地方交付税措置を講じることとしていること。  
(3) 医療費の適正化を図るため、引き続き、広域連合が行う健康診査事業の市町村負担について地方交付税措置を講じることとしていること。

#### 4 公営競技について

公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、依然として、経営状況が悪化し、収益率が低下する等極めて厳しい状況にあるので、各施行団体にあっては、魅力の向上による売上げの増加を図るとともに、開催経費の削減等による経営の合理化を徹底するほか、必要に応じ、今後の事業の在り方についても検討を行われたい。

なお、引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元金償還金について、地方債を充当することができることとしており、必要に応じてこの措置を活用し、積極的に経営の合理化に取り組まれたい。

平成21年度においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、既定の加算とは別枠で地方交付税を1兆円増額し、歳出面においては、これに合わせて地方団体が雇用創出等を図るとともに「生活者の暮らしの安心」や「地方の底力の発揮」に向けた事業を実施するために必要な経費を計上するほか、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定。以下「基本方針2006」という。）等に沿って、国の取組と歩調を合わせて、歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制を図り、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成21年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

- 1 地方税については、現下の社会・経済情勢を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成21年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることとしている。
- 2 地方団体が行う雇用機会の創出その他の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために既定の加算とは別枠で地方交付税を1兆円増額した上で、地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。
  - (1) 平成19年度に講じた平成21年度までの制度改革に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計の加算等により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等2,472億円については、法律の定めるところにより平成27年度以降の地方交付税の総額に加算する。
  - (2) これに基づき、平成21年度の財源不足見込額10兆4,664億円については、次により完全に補てんする。
    - ア. 地方交付税については、平成19年度分の精算による4,994億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により3兆2,784億円（うち地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額1,400億円、同条第3項の加算額5,831億円、臨時財政対策特例加算額2兆5,553億円）増額する。
    - イ. 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第4条第1項に規定する特別交付金2,000億円を交付する。
    - ウ. 自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするため地方特例交付金（減収補てん特例交付金）を500億円増額する。
    - エ. 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を5兆1,486億円発行する。
    - オ. 建設地方債（財源対策債）を1兆2,900億円増発する。

なお、自動車取得税交付金の減収を補てんするための減収補てん特例交付金の交付額は、平成21年度から平成23年度までの各年度500億円とする。

(3) 上記の結果、平成21年度の地方交付税については、15兆8,202億円（前年度に比し2.7%増）を確保する。

3 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方団体が、地域の活性化に積極的に取り組み、生活関連基盤の整備を計画的に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

併せて、地方団体の資金ニーズへの適時・適切な対応が可能となるよう、地方公営企業等金融機構を改組して地方公共団体金融機構を創設し、一般会計事業についても貸付対象とする。

この結果、地方債計画の規模は、14兆1,844億円（普通会計分11兆8,329億円、公営企業会計等分2兆3,515億円）とする。

4 地域の雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を行うこととし、財源の重点的配分を行う。

(1) 急速に悪化しつつある雇用情勢を踏まえ、雇用創出につながる地域の実情に応じた事業を実施するために必要な特別枠「地域雇用創出推進費」5,000億円を平成21年度及び平成22年度において計上する。

(2) 給与関係経費については、基礎年金公費負担割合を2分の1に引き上げる。

(3) 公債費については、金融秩序の混乱を踏まえ、地方債の償還財源を確保する観点から償還期限の見直しを行う。

(4) 投資的経費に係る地方単独事業費については、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し3.0%減額することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

(5) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、地域の元気回復に向けて地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策、定住自立圏構想の推進、医療・少子化対策等に財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

(6) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

(7) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

5 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、平成21年度までの3年間で5兆円程度の公的資金（平成21年度においては旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じる。

6 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制や医師確保対策をはじめ、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を行うため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

7 地方行財政運営の合理化を図ることとし、「基本方針2006」等に沿って、職員数の純減や給与構造改革等に引き続き取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

## 地方財政計画歳入歳出一覧

(単位：億円、%)

区 分	平成21年度 ( A )	平成20年度 ( B )	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
( 歳 入 )				
地 方 税	361,860	404,703	△ 42,843	△ 10.6
地 方 譲 与 税	14,618	7,027	7,591	108.0
地 方 特 例 交 付 金 等	4,620	4,735	△ 115	△ 2.4
地 方 交 付 税	158,202	154,061	4,141	2.7
国 庫 支 出 金	103,016	100,831	2,185	2.2
地 方 債	118,329	96,055	22,274	23.2
使 用 料 及 び 手 数 料	15,859	16,220	△ 361	△ 2.2
雑 収 入	49,053	50,382	△ 1,329	△ 2.6
計	825,557	834,014	△ 8,457	△ 1.0
一 般 財 源	590,786	598,858	△ 8,072	△ 1.3
実 質 的 な 地 方 交 付 税	209,688	182,393	27,295	15.0
( 歳 出 )				
給 与 関 係 経 費	221,271	222,071	△ 800	△ 0.4
基礎年金公費負担及び退職手当以外	192,408	194,447	△ 2,039	△ 1.0
基礎年金公費負担	5,244	3,759	1,485	39.5
退 職 手 当	23,619	23,865	△ 246	△ 1.0
一 般 行 政 経 費	272,608	265,464	7,144	2.7
補 助	122,887	115,660	7,227	6.2
単 独	138,285	138,410	△ 125	△ 0.1
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	11,436	11,394	42	0.4
地 方 再 生 対 策 費	4,000	4,000	0	0.0
地 域 雇 用 創 出 推 進 費	5,000	—	5,000	皆増
公 債 費	132,955	133,796	△ 841	△ 0.6
維 持 補 修 費	9,678	9,680	△ 2	△ 0.0
投 資 的 経 費	140,617	148,151	△ 7,534	△ 5.1
直 轄 ・ 補 助	59,809	64,844	△ 5,035	△ 7.8
単 独	80,808	83,307	△ 2,499	△ 3.0
公 営 企 業 繰 出 金	26,628	26,352	276	1.0
企業債償還費普通会計負担分	17,616	18,092	△ 476	△ 2.6
そ の 他	9,012	8,260	752	9.1
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	12,800	24,500	△ 11,700	△ 47.8
計	825,557	834,014	△ 8,457	△ 1.0
地 方 一 般 歳 出	662,186	657,626	4,560	0.7

## 平成21年度地方債計画

平成21年総務省告示第218号

(単位：億円、%)

項 目	平成21年度 計画額 (A)	平成20年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 一般公共事業	18,186	18,874	△ 688	△ 3.6
2 公営住宅建設事業	1,532	1,603	△ 71	△ 4.4
3 災害復旧事業	372	403	△ 31	△ 7.7
4 教育・福祉施設等整備事業	5,974	6,241	△ 267	△ 4.3
(1) 学校教育施設等	1,923	1,993	△ 70	△ 3.5
(2) 社会福祉施設	291	306	△ 15	△ 4.9
(3) 一般廃棄物処理	1,243	1,369	△ 126	△ 9.2
(4) 一般補助施設等	1,817	1,873	△ 56	△ 3.0
(5) 施設(一般財源化分)	700	700	0	0.0
5 一般単独事業	27,057	25,341	1,716	6.8
(1) 一般	5,328	5,111	217	4.2
(2) 地域活性化	844	870	△ 26	△ 3.0
(3) 防災対策	1,222	1,260	△ 38	△ 3.0
(4) 合併特例	9,500	9,500	0	0.0
(5) 地方道路等	10,163	8,600	1,563	18.2
6 辺地及び過疎対策事業	3,116	3,213	△ 97	△ 3.0
(1) 辺地対策	478	493	△ 15	△ 3.0
(2) 過疎対策	2,638	2,720	△ 82	△ 3.0
7 公共用地先行取得等事業	607	636	△ 29	△ 4.6
8 行政改革推進	3,200	4,400	△ 1,200	△ 27.3
9 調 整	100	50	50	100.0
計	60,144	60,761	△ 617	△ 1.0
二 公営企業債				
1 水道事業	3,570	4,263	△ 693	△ 16.3
2 工業用水道事業	289	259	30	11.6
3 交通事業	2,564	2,798	△ 234	△ 8.4
4 電気事業・ガス事業	36	40	△ 4	△ 10.0
5 港湾整備事業	550	556	△ 6	△ 1.1
6 病院事業・介護サービス事業	2,414	2,887	△ 473	△ 16.4
7 市場事業・と畜場事業	128	448	△ 320	△ 71.4
8 地域開発事業	1,339	1,467	△ 128	△ 8.7
9 下水道事業	13,494	14,994	△ 1,500	△ 10.0
10 観光その他事業	130	71	59	83.1
計	24,514	27,783	△ 3,269	△ 11.8
合 計	84,658	88,544	△ 3,886	△ 4.4

(単位：億円、%)

項 目		平成21年度 計画額 (A)	平成20年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三公営企業借換債		-	2,000	△ 2,000	皆減
四臨時財政対策債		51,486	28,332	23,154	81.7
五退職手当債		5,700	5,900	△ 200	△ 3.4
六国の予算等貸付金債		( 1,819 )	( 2,127 )	(△ 308)	(△ 14.5)
総 計		( 1,819 )	( 2,127 )	(△ 308)	(△ 14.5)
		141,844	124,776	17,068	13.7
内 訳	普通会計分	118,329	96,055	22,274	23.2
	公営企業会計等分	23,515	28,721	△ 5,206	△ 18.1
資金区分					
公 的 資 金		57,670	45,730	11,940	26.1
財 政 融 資 資 金		39,340	32,400	6,940	21.4
地方公共団体金融機構資金		18,330	13,330	5,000	37.5
(国の予算等貸付金)		( 1,819 )	( 2,127 )	(△ 308)	(△ 14.5)
民 間 等 資 金		84,174	79,046	5,128	6.5
市 場 公 募		36,700	34,000	2,700	7.9
銀 行 等 引 受		47,474	45,046	2,428	5.4

その他同意（許可）の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補てん債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 地方道路等の平成20年度計画額は、臨時地方道に係る額である。
- 2 臨時河川等及び臨時高等学校は、一般に移し替えている。
- 3 公営企業借換債は、平成21年度においては計上していない。
- 4 国の予算等貸付金債の( )書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
- 5 地方公共団体金融機構資金の平成20年度計画額は、地方公営企業等金融機構資金及び公営企業金融公庫資金の合算額である。

## 平成21年度地方交付税総額算定基礎

(単位:百万円、%)

区 分	平成21年度 当初予算額 A	平成20年度			増 減 額		増 減 率			
		当初予算額 B	補 正 額 C	補 正 後 B + C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)		
国 税	所 得 税 (A)	15,572,000	16,279,000	-756,000	15,523,000	-707,000	49,000	-4.3	0.3	
	酒 税 (B)	1,420,000	1,532,000	-64,000	1,468,000	-112,000	-48,000	-7.3	-3.3	
	二 税 計 (ア)	16,992,000	17,811,000	-820,000	16,991,000	-819,000	1,000	-4.6	0.0	
	法 人 税 (イ)	10,544,000	16,711,000	-5,552,000	11,159,000	-6,167,000	-615,000	-36.9	-5.5	
	消 費 税 (ウ)	10,130,000	10,671,000	-417,000	10,254,000	-541,000	-124,000	-5.1	-1.2	
	た ば こ 税 (エ)	843,000	894,000	-	894,000	-51,000	-51,000	-5.7	-5.7	
一 般 会 計	(ア) × 32%	5,437,440	5,699,520	-262,400	5,437,120	-262,080	320	-4.6	0.0	
	(イ) × 34%	3,584,960	5,681,740	-1,887,680	3,794,060	-2,096,780	-209,100	-36.9	-5.5	
	(ウ) × 29.5%	2,988,350	3,147,945	-123,015	3,024,930	-159,595	-36,580	-5.1	-1.2	
	(エ) × 25%	210,750	223,500	-	223,500	-12,750	-12,750	-5.7	-5.7	
	小 計	12,221,500	14,752,705	-2,273,095	12,479,610	-2,531,205	-258,110	-17.2	-2.1	
	過年度精算分(9、10年度)	-87,000	-87,000	-	-87,000	-	-	0.0	0.0	
	過年度精算分(18年度)	-301,617	-200,000	-	-200,000	-101,617	-101,617	51	51	
	小 計(法定五税分)	11,832,883	14,465,705	-2,273,095	12,192,610	-2,632,822	-359,727	-18.2	-3.0	
	法附則第4条第1項柱書に 基づく加算額	1,000,000	-	-	-	1,000,000	1,000,000	皆増	皆増	
	法附則第4条第1項第2号に 基づく加算額	140,000	200,000	-	200,000	-60,000	-60,000	-30.0	-30.0	
法附則第4条第1項第3号に 基づく加算額	583,100	474,415	-	474,415	108,685	108,685	22.9	22.9		
臨時財政対策特例加算額	2,555,300	-	1,032,048	1,032,048	2,555,300	1,523,253	皆増	147.6		
臨時財政対策債振替加算額	-	-	1,241,048	1,241,048	-	-1,241,048	-	皆減		
計 (一般会計繰入れ)	16,111,283	15,140,120	-	15,140,120	971,163	971,163	6.4	6.4		
特 別 会 計	返 還 金	54	162	-	162	-108	-108	-66.7	-66.7	
	特別会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	
	借入金償還額	-	-	-	-	-	-	-	-	
	借入金等利子充当分	-571,100	-571,100	-	-571,100	-	-	0.0	0.0	
	剰余金の活用	280,000	250,000	-	250,000	30,000	30,000	12.0	12.0	
	前年度からの繰越分	-	586,900	-	586,900	-586,900	-586,900	皆減	皆減	
	翌年度への繰越分	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-291,046	265,962	-	265,962	-557,008	-557,008	-209.4	-209.4	
地 方 交 付 税	合 計	15,820,237	15,406,082	-	15,406,082	414,155	414,155	2.7	2.7	
	内 訳	普通交付税	14,870,972	14,481,565	-	14,481,565	389,407	389,407	2.7	2.7
	特別交付税	949,265	924,517	-	924,517	24,748	24,748	2.7	2.7	

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。